

令和6年度

全体実施設計

天竜川下流二期地区施設計画補足検討業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	全体実施設計 天竜川下流二期地区施設計画補足検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書(設)」という。)及び「測量業務共通仕様書」(以下「共通仕様書(測)」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目 的) 第1－2条	本業務は、全体実施設計 天竜川下流二期地区における全体実施設計書及び事業計画書の作成に利用するため、国営天竜川下流土地改良事業(S42～59)により造成された農業水利施設の施設計画の補足検討を行うものである。
(場 所) 第1－3条	本業務において対象とする全体実施設計 天竜川下流二期地区は、静岡県浜松市地内他2市1町で別添施行位置図に示すとおりである。
(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第1－4条	本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ①審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ②審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④業務成果品のミス、不備 等
(一般事項) 第1－5条	業務請負契約書及び共通仕様書(設)、共通仕様書(測)に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 作業実施のための現地立会等は、共通仕様書第(設)1-16条によるが、土地の踏み荒らしや立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

項 目	内 容														
(管理技術者) 第 1－6 条	(1) 管理技術者は、共通仕様書(設)第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>業務に該当する 部門</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table> (2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	業務に該当する 部門		シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	業務に該当する 部門														
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木														
(担当技術者) 第 1－7 条	担当技術者は、共通仕様書第(設)1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1－8 条	共通仕様書(設)第 1－1 1 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書(設)第 1－1 2 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1－9 条	受注者は、共通仕様書(設)第 1－3 7 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。														

項 目	内 容																																		
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	設計の基本的事項に関しては、下記を優先して適用する。 他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>発行所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 水路トンネル</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 水路工</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(水田)</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(畑)</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>水道施設耐震工法指針・解説 (2009 年版)</td><td>(社)日本水道協会</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工(ゲート)</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き パイプライン</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き 開水路</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>土地改良事業設計指針 耐震設計</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>土地改良事業設計指針 ファームポンド</td><td>農村振興局</td></tr> </tbody> </table> 適用する図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。	名 称	発行所	土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 設計 水路トンネル	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 設計 水路工	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(水田)	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(畑)	(公社)農業農村工学会	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	(公社)農業農村工学会	水道施設耐震工法指針・解説 (2009 年版)	(社)日本水道協会	農業水利施設の機能保全の手引き	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工(ゲート)	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き パイプライン	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き 開水路	農村振興局	土地改良事業設計指針 耐震設計	農村振興局	土地改良事業設計指針 ファームポンド	農村振興局
名 称	発行所																																		
土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工	(公社)農業農村工学会																																		
土地改良事業計画設計基準 設計 水路トンネル	(公社)農業農村工学会																																		
土地改良事業計画設計基準 設計 水路工	(公社)農業農村工学会																																		
土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン	(公社)農業農村工学会																																		
土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場	(公社)農業農村工学会																																		
土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(水田)	(公社)農業農村工学会																																		
土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(畑)	(公社)農業農村工学会																																		
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	(公社)農業農村工学会																																		
水道施設耐震工法指針・解説 (2009 年版)	(社)日本水道協会																																		
農業水利施設の機能保全の手引き	農村振興局																																		
農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工	農村振興局																																		
農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工(ゲート)	農村振興局																																		
農業水利施設の機能保全の手引き パイプライン	農村振興局																																		
農業水利施設の機能保全の手引き 開水路	農村振興局																																		
土地改良事業設計指針 耐震設計	農村振興局																																		
土地改良事業設計指針 ファームポンド	農村振興局																																		
(設計条件) 第2-2条	前歴事業(天竜川下流農業水利事業)で造成した対象施設は、下記のとおりである。 ・ 船明取水口 (昭和 47～55 年度) 管 理 棟 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 (3 階建) 1 棟 (延べ 308.47m²) ・ 右岸導水路 (昭和 47～54 年度) : 8.1 k m ・ 浜名導水路 (昭和 54～55 年度) : 1.8 k m ・ 新浜名幹線水路 (昭和 42～59 年度) : 22.4 k m ・ 左岸導水路 (昭和 44～59 年度) : 9.6 k m ・ 社山幹線水路 (昭和 44～56 年度) : 20.2 k m ・ 向笠御厨幹線水路 (昭和 54～55 年度) : 5.2 k m ・ 寺谷幹線水路 (昭和 43～56 年度) : 13.6 k m ・ 高木幹線水路 (昭和 43～51 年度) : 2.7 k m ・ 浅羽管路 (昭和 43～56 年度) : 3.5 k m ・ 豊沢管路 (昭和 58～59 年度) : 7.4 k m ・ 磐田原管路 (昭和 56 年度) : 14.6 k m																																		

項 目	内 容																								
(貸与資料等) 第2－3条	貸与資料は、次のとおりである。 また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>平成 29 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その他業務</td><td>1 部</td></tr><tr><td>平成 30 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その2業務</td><td>1 部</td></tr><tr><td>平成 31 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その3業務</td><td>1 部</td></tr><tr><td>令和2年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その4業務</td><td>1 部</td></tr><tr><td>令和3年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その5業務</td><td>1 部</td></tr><tr><td>令和4年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その6業務</td><td>1 部</td></tr><tr><td>令和5年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討補足業務</td><td>1 部</td></tr><tr><td>天竜川下流農業水利事業 工事完了届（国営）</td><td>1 部</td></tr><tr><td>国営天竜川下流農業水利事業 計画変更書</td><td>1 部</td></tr><tr><td>国営天竜川下流農業水利事業 計画変更説明資料</td><td>1 部</td></tr><tr><td>平面縦断図・施設図（各施設）</td><td>1 式</td></tr></table>	貸与資料	数量	平成 29 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その他業務	1 部	平成 30 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その2業務	1 部	平成 31 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その3業務	1 部	令和2年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その4業務	1 部	令和3年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その5業務	1 部	令和4年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その6業務	1 部	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討補足業務	1 部	天竜川下流農業水利事業 工事完了届（国営）	1 部	国営天竜川下流農業水利事業 計画変更書	1 部	国営天竜川下流農業水利事業 計画変更説明資料	1 部	平面縦断図・施設図（各施設）	1 式
貸与資料	数量																								
平成 29 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その他業務	1 部																								
平成 30 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その2業務	1 部																								
平成 31 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その3業務	1 部																								
令和2年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その4業務	1 部																								
令和3年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その5業務	1 部																								
令和4年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その6業務	1 部																								
令和5年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討補足業務	1 部																								
天竜川下流農業水利事業 工事完了届（国営）	1 部																								
国営天竜川下流農業水利事業 計画変更書	1 部																								
国営天竜川下流農業水利事業 計画変更説明資料	1 部																								
平面縦断図・施設図（各施設）	1 式																								
(貸与資料の取扱い) 第2－4条	第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 (5) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。 (6) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																								
(関連業務) 第2－5条	本業務の関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。 また、本業務の成果品は、下記関連業務の更新に使用するため、令和6年9月末までに別紙「設計作業項目内訳表」の「3-2. 新浜名幹線揚水機場における騒音振動対策の検討」、「3-3. 水管理施設の検討」、「3-4. みどりの食料システム戦略に係る取り組みの検討」の成果品(暫定版)を提出すること。 <table><tr><th>番号</th><th>業 務 名</th><th>業務実施期間</th></tr><tr><td>1</td><td>全体実施設計天竜川下流二期地区 事業計画補足検討業務</td><td>R6.4～R7.3</td></tr></table>	番号	業 務 名	業務実施期間	1	全体実施設計天竜川下流二期地区 事業計画補足検討業務	R6.4～R7.3																		
番号	業 務 名	業務実施期間																							
1	全体実施設計天竜川下流二期地区 事業計画補足検討業務	R6.4～R7.3																							

項 目	内 容																																				
第3章 作業内容 （作業項目及び数量） 第3－1条	（1）本業務における設計作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙「設計作業項目内訳表」に示すとおりとする。 作業項目表 <table><tr><th>作業項目</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>1.現地踏査</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>2.資料準備</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>3.施設計画の更新</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>4.点検取りまとめ</td><td>1式</td><td></td></tr></table> （2）本業務における水質調査作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>【準備計画】 ・ 現地踏査 ・ 作業・調査計画</td><td>1式 1式</td><td>協議・調整を含む</td></tr><tr><td>【現地調査】 ・ 採水作業</td><td>40回</td><td>4地点（寺谷幹線水路、右岸導水路、新浜名幹線水路、浅羽FP直上流）各10回</td></tr><tr><td>・ 流量観測</td><td>40回</td><td>〃</td></tr><tr><td>・ 採泥作業</td><td>2回</td><td>2地点（社山幹線水路、新浜名幹線水路）各1回</td></tr><tr><td>【調査分析結果とりまとめ】 ・ 水質分析 浮遊物質量 ・ 水質分析 濁度 ・ 土粒子の密度試験 ・ 土の含水比試験 ・ 土の粒度試験</td><td>40検体 40検体 2試料 2試料 2試料</td><td>沈降分析（ふるい分け含）0.5～2 kg未満</td></tr><tr><td>・ 点検とりまとめ</td><td>1式</td><td></td></tr></table> 調査地点は、作業項目表及び施行位置図のとおりである。なお、詳細については監督職員と協議のうえ決定する。	作業項目	数量	備考	1.現地踏査	1式		2.資料準備	1式		3.施設計画の更新	1式		4.点検取りまとめ	1式		作 業 項 目	数 量	備 考	【準備計画】 ・ 現地踏査 ・ 作業・調査計画	1式 1式	協議・調整を含む	【現地調査】 ・ 採水作業	40回	4地点（寺谷幹線水路、右岸導水路、新浜名幹線水路、浅羽FP直上流）各10回	・ 流量観測	40回	〃	・ 採泥作業	2回	2地点（社山幹線水路、新浜名幹線水路）各1回	【調査分析結果とりまとめ】 ・ 水質分析 浮遊物質量 ・ 水質分析 濁度 ・ 土粒子の密度試験 ・ 土の含水比試験 ・ 土の粒度試験	40検体 40検体 2試料 2試料 2試料	沈降分析（ふるい分け含）0.5～2 kg未満	・ 点検とりまとめ	1式	
作業項目	数量	備考																																			
1.現地踏査	1式																																				
2.資料準備	1式																																				
3.施設計画の更新	1式																																				
4.点検取りまとめ	1式																																				
作 業 項 目	数 量	備 考																																			
【準備計画】 ・ 現地踏査 ・ 作業・調査計画	1式 1式	協議・調整を含む																																			
【現地調査】 ・ 採水作業	40回	4地点（寺谷幹線水路、右岸導水路、新浜名幹線水路、浅羽FP直上流）各10回																																			
・ 流量観測	40回	〃																																			
・ 採泥作業	2回	2地点（社山幹線水路、新浜名幹線水路）各1回																																			
【調査分析結果とりまとめ】 ・ 水質分析 浮遊物質量 ・ 水質分析 濁度 ・ 土粒子の密度試験 ・ 土の含水比試験 ・ 土の粒度試験	40検体 40検体 2試料 2試料 2試料	沈降分析（ふるい分け含）0.5～2 kg未満																																			
・ 点検とりまとめ	1式																																				

項 目	内 容
(作業の留意点) 第 3 - 2 条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第 2-3 条及び共通仕様書(設)に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・ 新技術情報システム（NETIS）は http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・ 「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。
第 4 章 業務管理 (情報共有システム) 第 4 - 1 条	(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

項 目	内 容
第5章 打合せ (打合せ) 第5－1条	共通仕様書(設)第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手段階 ※対面方式 第2回 中間打合せ(施設計画の基本条件整理段階) ※Web 会議方式 第3回 中間打合せ(施設計画の概定段階) ※Web 会議方式 第4回 中間打合せ(施設計画の精査段階) ※Web 会議方式 最終回 成果とりまとめ段階 ※対面方式 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第(設)1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第6章 成果物 (成果物) 第6－1条	成果物を共通仕様書(設)第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R 若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R 若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
(成果物の提出先) 第6－2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所
第7章 契約変更 (契約変更) 第7－1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) その他重要な変更が生じた場合。

項 目	内 容
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8－1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙【設計作業項目内訳表】

作業項目	内容	作業数量
		当初
1. 現地踏査	現地確認を行い、施設の位置、地形、環境など地域の状況を把握する。	1 式
2. 資料準備	貸与資料の確認を行い、必要な資料の収集及び整理を行う。	1 式
3. 施設計画の更新	過年度業務及び別途発注者より提供する調査結果を踏まえ、以下について検討し、施設計画を更新する。	
3-1. 沈砂池における堆砂量の精査	過年度及び今年度の水質調査結果を踏まえ、計画している沈砂池（2箇所）における堆砂量を推定し、沈砂池規模や構造等に問題がないか確認する。また、維持管理費を精査する。 なお、取りまとめの際は、学識経験者の助言を得ながら整理する。学識経験者との打合せは2回を予定しており、業務打合せとは別に実施する予定である。	1式
3-2. 新浜名幹線揚水機場における騒音振動対策の検討	新浜名幹線揚水機場の騒音振動値を推定し、推定した騒音振動値について、条例規制値内に収束させる場合に必要対策工法を検討し、概算事業費、図面を作成する。なお、条例規制値内に収まる対策と、騒音振動値が最も低くなると見込まれる対策の2種類を検討するものとする。	1式
3-3. 水管理施設の検討	本地区の「船明」、「寺谷」、「浜松」の3箇所の水管理システムについて、以下の項目の検討し、概算事業費、図面を作成する。 ・現況水管理システムの概要 ・水管理システムの整備計画(伝送回線方式の検討、各水管理システム間の連携の検討、機器構成及び機器仕様、管理体制等)	1式
3-4. みどりの食料システム戦略に係る取り組みの検討	みどりの食料システム戦略に係る取り組みとして、新浜名幹線揚水機場の建屋の木造化及び木質化について検討し、概算事業費、図面を作成する。	1式
4. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式